

マニフェスト運用の流れ

マニフェストには排出事業者から中間処理業者までの一次マニフェストと、中間処理業者から最終処分業者までの二次マニフェストがあります。

一次マニフェスト

排出事業者

- ・ 収集運搬業者へA票とB1・E票を交付

収集運搬業者

- ・ 中間処理業者へB1・B2票とC1・E票を回付
- ・ 運搬終了後に排出事業者へB2票を送付

中間処理業者

- ・ 収集運搬業者へA票とB1・E票を交付
- ・ 処分終了後に収集運搬業者へC2票を送付、排出事業者へD票を送付
- ・ 最終処分終了後にE票を送付※

重要!

※ここですべての処理が終了した場合には、二次マニフェストの交付は必要ありません。

二次マニフェスト

収集運搬業者

- ・ 中間処理業者へB1・B2票とC1・E票を回付
- ・ 運搬終了後に中間処理業者へB2票を送付

最終処分業者

- ・ 処分終了後に収集運搬業者へC2票を送付、排出事業者へD票を送付
- ・ 最終処分終了後に排出事業者へE票を送付

完了

二次マニフェストのE票を受領後、一次マニフェストのE票に最終処分終了日を転記し、排出事業者に戻します。

- 交付** 排出事業者が処理業者に対してマニフェストを発行し渡すこと
- 回付** 排出事業者から交付されたマニフェストを次に処理を行う者に渡すこと
- 送付** 運搬または処理終了後に排出事業者または運搬受託者に対して該当するマニフェストを戻すこと